

# 令和6年度有価証券報告書レビューの 審査結果及び審査結果を踏まえた 留意すべき事項等並びに課題対応にあたって 参考となる開示例集について(後編)

金融庁 企画市場局 企業開示課

課長補佐 岡村 健史 専門官 南 貴士 専門調査員 伊藤 典弘

前編(No.3698・29頁)ではサステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題及び留意事項等、中編(No.3699・20頁)では従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示並びに改正内部統制報告書の記載事項の主な課題及び留意事項等についてご紹介しましたが、今回は、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集についてご紹介します。

## 5. 「令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された課題対応にあたって参考となる開示例集」の概要

本開示例集の編纂にあたっては、投資家・アナリスト・有識者及び企業の皆様による勉強会を開催し、そこで議論いただいた内容を反映しています。

本開示例集では、サステナビリティに関する企業の取組の開示及びコーポレート・ガバナンス関連の開示について、図表20の目次のように、項目別(「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略・指標及び目標」、「人的資本」、「企業価値向上に向けたストーリーを意識した開示」、「政策保有株式」及び「その他のコーポレート・ガバナンス」)に、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて

識別された課題、留意事項等と参考となる開示例(合計55事例)を対比させる形で掲載しています。

なお、本開示例集は、企業の実務のひとつの参考として、本資料公表時点における開示実務を前提に取りまとめたものです。各開示例は必ずしもすべての留意事項等を網羅しているものではなく、開示例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。企業にとって参考になる事例の水準は、今後の実務の進展に伴い、継続的に進歩していくものと想定されます。また、開示については、いわゆるボイラープレートになりうるような一定の形式が想定されるわけではなく、企業の個別の状況に合わせて、様々な開示が想定されるので、本開示例集も参考にしながら、より良い開示を目指していただきたいと考えております。

以下、項目別に、主な開示例について、関連する課題や留意事項等も交えてご説明します。

## 6. 開示例のポイント等

### (1)ガバナンス

#### ①株ダイフク

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a で

## 【図表20】課題への対応に当たって参考となる開示例の目次

## 対応にあたって参考となる開示例の目次(1/5)

| 項目       | 課題                                               | 留意事項等(※1)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 参考となる開示例(※3)                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. ガバナンス | ① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である(本紙P.20-21参照) | [法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]<br>a.サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載<br>b.サステナビリティ関連の執行体制だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載<br>[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)](※2)<br>d. 取締役会等による監督の状況等(方針等の状況、スキル等の利用可能性・開発予定、サステナビリティ関連のリスク・機会に関する情報がもたらされる頻度・考慮状況、目標のモニタリング状況(報酬に関する方針を含む)、経営者の役割等)を記載 | ・ 株式会社ダイフク [1-1] (a, b, d)<br>・ アルプスアルパイン株式会社 [1-2] (a, b, d)<br>・ 株式会社しずおかフィナンシャルグループ [1-3] (a, b, d)<br>・ 森尾電機株式会社 [1-4] (a, b, d)<br>・ トランス・コスモス株式会社 [1-5] (a, b, d)<br>・ 株式会社山口フィナンシャルグループ [1-6] (a, b, d)<br>・ 株式会社千葉興業銀行 [1-7] (a, d)<br>・ SGホールディングス株式会社 [1-8] (a, d) |

(※1) 留意事項等の冒頭のアルファベット等は、参照しやすいように、基本的に、本紙において留意事項等に付されているものと同じものにしていく。本資料では、本紙の留意事項等の一部について参考となる開示例を掲載する形式としている。このため、本頁の留意事項等のアルファベット等は、通常のアルファベット等の順番通りに並んでいない場合がある(以下同じ)。  
(※2) 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。  
(※3) 「参考になる開示例」に記載の各会社名から各開示例へハイパーリンクを付しているため、適宜活用いただきたい(以下同じ)。

## 【図表21】株ダイフクの事例

## 株式会社ダイフク(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

1-1

ガバナンス

## 【サステナビリティに関する考え方及び取組】※一部抜粋

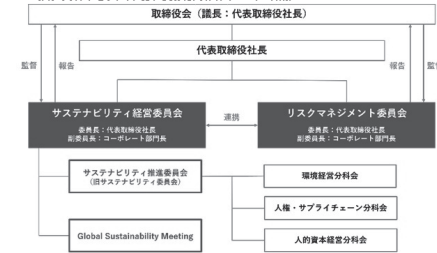
## (1) サステナビリティ全般に関する開示

## ① ガバナンス

取締役会は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する監督・執行体制  
取締役会は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するための経営戦略をはじめ、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを監督します。取締役会においては、代表取締役社長(CEO)がサステナビリティ関連のリスク及び機会に対する責任を負っています。取締役会のメンバーは、研修や有識者との意見交換、お客さまとの対話等を通じて、サステナビリティ課題への見識を高めることで、当社グループの取り組みを監督するためのスキル及びコンピテンシーの向上を図っています。

当社は、2024年12月期よりサステナビリティに関する委員会の体制を見直し、「サステナビリティ経営委員会」を新設しました。従来のサステナビリティ委員会の役割は、サステナビリティ経営委員会の傘下で「サステナビリティ推進委員会」が担います。サステナビリティ経営委員会は、サステナビリティ課題についての重要事項を取締役会へ報告、上程するほか、中長期的な企業価値の向上に重きを置いた経営戦略上の重要な議論、計画の進捗・成果の確認などを行います。その傘下にあるサステナビリティ推進委員会及び「環境経営分科会」「人権・サプライチェーン分科会」「人的資本経営分科会」は、サステナビリティ経営委員会と連携し、経営戦略に基づいた実務レベルのより具体的な施策を検討・実行する役割を担っています。

## 【図】サステナビリティに関する委員会の体制(2024年12月期)



## 【参考になる主なポイント】

■ サステナビリティに関するガバナンスの内容について、体制図や表も用いながら、各組織の役割、取締役会等での議題、役員報酬での考慮要素を含めて、記載

## 【表】各種職の役割

|                               | メンバー                                                 | 役割                                                                                                           |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会                          | 議長：代表取締役社長<br>取締役(社内5名、社外5名)                         | ・ 経営方針・経営計画やコーポレートガバナンス体制の決定、経営上の重要事項の決定と監督機能を担う                                                             |
| サステナビリティ経営委員会                 | 委員長：代表取締役社長<br>コーポレート部門長、専業部門長、グループマーケティング<br>ディレクター | ・ 中長期にわたる企業の価値創造に重きを置いた経営戦略上の重要な議論、計画の進捗・成果の確認などを行い、投資家との対話を担う                                               |
| サステナビリティ推進委員会                 | 委員長：代表取締役社長<br>コーポレート部門長、専業部門長、グループマーケティング<br>ディレクター | ・ サステナビリティ経営委員会の下部組織として、経営戦略に基づき、実務レベルで環境・社会・ガバナンスに関するグループ横断的な取り組みを推進する                                      |
| Global Sustainability Meeting | リーダー：コーポレート部門長<br>海外子会社、サステナビリティ経営委員会メンバーほか          | ・ サステナビリティ経営をグループ全体で推進するにあたり、国際展開に関する海外子会社への情報共有と議論を行う                                                       |
| リスクマネジメント委員会                  | 委員長：代表取締役社長<br>コーポレート部門長、専業部門長、グループマーケティング<br>ディレクター | ・ 企業活動に大きく影響を及ぼす重要なリスクに対して、全社的なリスクマネジメントを行う<br>・ 定期的にリスクアセスメントを行い、重要なリスクを特定・評価し、対応策の立案や方針・施策・体制等の整備及び充実に取り組む |

## 2) サステナビリティ関連目標のモニタリングとインセンティブ

サステナビリティ課題に対する計画・目標は、2024年3月期までサステナビリティアクションプランにて設定し、旧サステナビリティ委員会が進捗管理を行っていましたが、2024年12月期以降は新中計の特組みの中でサステナビリティ経営委員会が進捗管理を行い、取締役会が監督しています。

また、2024年12月期より社内取締役を対象とした役員報酬制度を改定しており、業績連動報酬の支給基準において、サステナビリティ関連の評価指標も考慮して評価を算出することとしています。賞与については安全及CO2排出量削減目標の進捗状況、株式給付信託(BBT)については外部のESG評価機関(MSCI、FTSE、CDP)における評価とCO2排出量削減目標の達成度が評価の算出基準に含まれています。詳細は、「4 コーポレートガバナンスの状況等」(4) 役員の報酬等)をご参照ください。

## 【表】2024年3月期におけるサステナビリティ関連の取締役会等での議題

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 取締役会                                                            |
| ・ 「ダイワ環境ビジョン2030」の設定(4月)                                        |
| ・ リスクアセスメント実施報告・今後の対応(10月)                                      |
| ・ 長期ビジョン「Driving Innovative Impact 2030」及び「2027年中期経営計画」(10月、3月) |
| サステナビリティ委員会(4回開催)                                               |
| ・ サステナビリティアクションプラン進捗報告                                          |
| ・ サステナビリティ基本方針の策定                                               |
| ・ 社外からのESG評価                                                    |
| ・ 「ダイワ環境ビジョン2030」の設定                                            |
| ・ カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み                                         |
| ・ 人権デュー・ディリジェンスの取り組み                                            |
| ・ サステナブル調達ガイドラインの策定 など                                          |

は、ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められています。また、ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められています。

有価証券報告書レビューではサステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭な事例が識別されています。

こうした課題に対応している例として、図表21の事例では、サステナビリティに関するガバナンスの内容について、体制図や表も用いながら、各組織の役割、取締役会等での議題、役員報酬での考慮要素を含めて、記載しており、参考になると考えられます。

【図表22】 西部ガスホールディングス株の事例

#### 西部ガスホールディングス株式会社(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

2-1

リスク管理

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

##### (2) リスク管理

###### ①サステナビリティを巡るリスク及び機会の識別・評価・管理に係る過程

###### ■リスク及び機会を識別・評価する過程

社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会では、「環境・社会（人々）へのインパクト」と「当社グループの長期にわたる価値創造へのインパクト」の視点に基づき、サステナビリティを巡る関連部門及びグループ会社に係るリスクと機会を識別し、当社グループのリスク管理規程及び時間軸（短期・中期・長期）を考慮し、重要度の優先順位付け及び評価を行っている。

###### ■リスク及び機会を管理する過程

関連部門及びグループ会社は、識別・評価されたサステナビリティを巡るリスクと機会に関して指標及び目標を設定し、それらを行動計画に反映している。この行動計画の進捗状況を設定した指標に基づきモニタリングし、適宜目標を見直すこと等を通じて、当該リスク及び機会を管理している。

サステナビリティ委員会は、識別・評価されたサステナビリティを巡るリスクと機会について関連部門及びグループ会社からの取り組み状況や設定した目標に関する定期的（原則年2回）など進捗報告を基に審議し、その結果を経営会議へ報告する。

経営会議の議長である社長執行役員は、サステナビリティ委員会からの報告を基に経営戦略及び財務計画等への反映を審議し決定する。その後決定された内容を取締役に報告することで、取締役会による監督を受けている。

###### ②西部ガスグループのリスクマネジメントへの統合

サステナビリティを巡るリスク及び機会は、上記の通りサステナビリティ委員会において識別・評価される。その後、識別・評価されたリスクは、サステナビリティ委員会からグループガバナンス委員会へ報告され、他のリスクと同様に当社グループのリスク管理規程に基づきグループガバナンス委員会で審議（評価）され、重要なリスクと特定された場合は、当社グループのリスクマネジメントへ統合される。

※全社リスクマネジメントの詳細は、「内部統制に係る体制整備の基本方針」を参照。

参照URL：https://hd.saibugs.co.jp/group/governance/

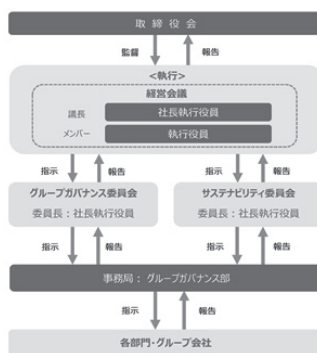
## (2) リスク管理

### ①西部ガスホールディングス(株)

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2) a では、リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められています。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、全般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけでなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけでなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することが求められています。

有価証券報告書レビューでは、リスク管理においてサステナビリティ関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程について記

#### ③サステナビリティを巡る課題に関するガバナンス・リスク管理体制図



#### 【参考になる主なポイント】

- サステナビリティ関連のリスクと機会を識別、評価及び管理するための過程の内容について、識別・評価プロセス、管理プロセス、統合プロセスに分けて、記載
- 体制図を用いて各機関・組織や監督・報告の流れを明示

載されていない事例が識別されています。

こうした課題に対応している例として、図表22の事例では、サステナビリティ関連のリスクと機会の両方の識別、評価及び管理の過程について、識別・評価プロセス、管理プロセス、及び統合プロセスに分けて、記載するとともに、体制図を用いて、関連する各機関・組織や報告・監督の流れを明示しており、参考になると考えられます。

### (3)戦略・指標及び目標

#### ①セイコーグループ(株)

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が

規定されています。投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられます。また、識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられます。

有価証券報告書レビューでは、戦略並びに指標及び目標に対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していないため、戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なものとなっている事例や、サステナビリティ関連のリスク及び機会が識別・開示されているものの、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭な事例が識別さ

【図表23】セイコーグループ(株)の事例(1/3)

#### セイコーグループ株式会社(1/3) 有価証券報告書(2024年3月期)

3-1

企業価値 戦略

【サステナビリティに関する考え方や取組】※一部抜粋

#### (1)

##### (3) 戦略

##### 1) 気候変動・脱炭素

セイコーグループは、「気候変動・脱炭素への取り組み」をマテリアリティの一つに位置づけ、温室効果ガス排出量削減の長期目標を設定して、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを強化しています。

2021年10月に賛同を表明した「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言に基づき、気候変動が事業に与えるリスク・機会に関するシナリオ分析を行うとともに、脱炭素に向けた取り組みに関する情報開示の強化を進めています。

##### ① シナリオ分析プロセス

気候関連リスク・機会が当社グループに与える財務影響および事業インパクトを異なるシナリオ下で評価し、当社グループのレジリエンスを高めることを目的として、下記のステップに沿ってシナリオ分析を実施しています。

##### (参照シナリオ)

| 区分       | シナリオの概要                                                                                       | 主な参照シナリオ                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 2℃未満シナリオ | 脱炭素社会の実現に向けた技術・規制が実施され、世界全体の産業革命前からの気温上昇幅を2℃未満に抑えられるシナリオ。移行リスクは高いが、物理リスクは4℃シナリオと比較すると低く抑えられる。 | ・ IEA World Energy Outlook 2023, Announced Pledges Scenario<br>・ IPCC AR6 WGII/SR2.6 |
| 4℃シナリオ   | 新たな政策・規制は導入されず、世界のエネルギー需要の成長は持続的に増加するシナリオ。2℃未満シナリオと比べ、移行リスクは低いですが、物理リスクは高くなる。                 | ・ IEA World Energy Outlook 2023, Stated Policy Scenario<br>・ IPCC AR6 WGII/SR2.6-4.5 |

##### (シナリオ分析ステップ)

|                                               |                                                                         |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| STEP1<br>重要な気候関連リスク・機会の特定、パラメータの設定            | ●気候関連リスク・機会の抽出<br>●事業性の高いリスク・機会の評価<br>●事業性の高いリスク・機会に該当するパラメータの設定        |
| STEP2<br>気候関連シナリオの設定                          | ●TCFDの情報等を基に、既存シナリオのうち、関連性の高いシナリオを特定<br>●気候関連シナリオ(「社会像」)の設定             |
| STEP3<br>各シナリオにおける財務インパクトの評価                  | ●TCFDで設定した各シナリオと、STEP1で特定した重要な気候関連リスク・機会と関連パラメータを基に、各シナリオにおける財務インパクトを分析 |
| STEP4<br>気候関連リスク・機会に対する戦略のレジリエンスの評価・更なる対応策の検討 | ●気候関連リスクおよび機会に対する当社戦略のレジリエンスの評価<br>●更なる対応策の検討                           |

#### 【参考になる主なポイント】

- (1) 気候変動関連リスク及び機会のシナリオ分析の前提条件をシナリオの概要及び参照シナリオ等を含めて記載
- (1) シナリオ分析のステップを記載





れています。

こうした課題に対応している例として、図表24の事例では、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会をリストアップした上で、それぞれのリスク・機会の事業へのインパクトとして財務的影響や対応策等を表形式で記載しており、参考になると考えられます。

なお、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。例えば、SSBJの一般基準14項及び16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められています。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明(「大・中・小」や「短期・中期・長期」など)だけでなく、それらの定量的な説明(金額・数値や年など)を含めた定義を記載することが考えられます。

図表23の事例では、リスク及び機会を識別・評価する際に用いたシナリオ分析について関連する前提その他の補足情報を含めて記載しており、また、図表24の事例では、リスク及び機会の財務的影響についての当社の定量的な定義を記載しており、参考になると考えられます。

また、「記述情報の開示に関する原則(別添)」の(望ましい開示に向けた取組み)(注2)において、温室効果ガス(GHG)排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、特にScope1(事業者自らによる直接排出)・Scope2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG

排出量について、積極的に開示することが期待される旨が示されています。

また、温室効果ガス排出量などの指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。

図表25の事例では、Scope1、2とScope3のCO<sub>2</sub>排出量に関する長期の目標を示した上で、過年度の実績と当年度の実績を表形式で対比させて直近の状況について説明するとともに、実績の算定における排出係数等の前提その他の補足情報についても記載しており、参考になると考えられます。

#### (4)人的資本

##### ①NTN(株)

開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cでは、人材の多性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を戦略において記載すること並びに戦略に記載した方針に関する指標、目標及び実績を指標及び目標において記載することが求められています。また、記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられます。

有価証券報告書レビューでは、人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭な事例が識別されています。

図表26の事例では、人的資本に関する方針(「中期経営計画実現に向けて重点とする取組み」と指標、目標及び実績について、表形式で対応関係を分かりやすく開示しており、参考になると考えられます。

なお、人的資本に関する方針や当該方針に関

【図表26】NTN株の事例

## NTN株式会社(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

4-3

人的資本

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※一部抜粋

| (2) 人的資本<br>【指標及び目標】<br>中期経営計画実現に向けて重点とする取組に関する指標及び目標は次のとおりです。<br>いずれの指標も目標に対して概ね計画通りに進捗していると認識しております。計画に対して未達となっている指標についてはその要因を検討のうえ必要な対策を講じ、「豊か<br>な人づくり」に向けて取組を進めてまいります。 |                                 |              |              |              |                                               |                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 中期経営計画実現に<br>向け重点とする取組                                                                                                                                                      | 指 標                             | 2022年<br>3月期 | 2023年<br>3月期 | 2024年<br>3月期 | 目 標                                           | 指標の<br>選定理由                                   |
| 人材<br>確保<br>と育<br>成                                                                                                                                                         | 雇止め率の<br>改善(雇止め率<br>の改善)        | —            | —            | 6%           | 雇止め率の<br>改善を促進す<br>るため、今年度<br>目標を設定す<br>る予定です | 雇止め率の<br>改善を促進す<br>るため、今年度<br>目標を設定す<br>る予定です |
|                                                                                                                                                                             | グループ従業<br>員に対する<br>教育研修の<br>実施率 | 18%          | 18%          | 24%          | 2024年3月期<br>2024年3月期                          | 雇止め率の<br>改善を促進す<br>るため、今年度<br>目標を設定す<br>る予定です |
|                                                                                                                                                                             | 従業員一人あたり<br>研修費用(当<br>社)(注3)    | 11,480円      | 16,290円      | 11,480円      | 対前年比増加                                        | 雇止め率の<br>改善を促進す<br>るため、今年度<br>目標を設定す<br>る予定です |

## 【参考になる主なポイント】

- 表形式で人的資本の各方針と関連する指標、目標及び実績の対応関係を分かり易く開示
- 指標の複数年の実績について経年変化を理解可能な形で開示
- 目標を開示していない場合にはその理由を開示するとともに、各指標の選定理由についても開示
- エンゲージメント調査のスコアの意味について理解可能なように調査内容を具体的に示したうえで回答実績を開示
- 表の下において、指標の対象範囲などの指標の前提となる情報を記載

| 中期経営計画実現に向け重点とする取組み |                    | 指 標                                         | 2022年<br>3月期      | 2023年<br>3月期 | 2024年<br>3月期      | 目標                            | 指標の<br>選定理由                           |
|---------------------|--------------------|---------------------------------------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 組織<br>風土<br>醸成      | NTNスピリットに基づくマインド変革 | 従業員エンゲージメント調査における「企業理念」と「協力」に関するスコア（当社）（注4） | 肯定的<br>回答率<br>82% | —            | 肯定的<br>回答率<br>81% | 肯定的<br>回答率<br>80%<br>2027年3月期 | 企業理念の浸透による組織の一体感を醸成を促進する指標として採用しております |
|                     |                    | 自分自身が働く意義を理解している                            | 肯定的<br>回答率<br>74% | —            | 肯定的<br>回答率<br>55% |                               |                                       |
|                     |                    | お互いを尊重した即座の協働がある                            | 肯定的<br>回答率<br>32% | —            | 肯定的<br>回答率<br>29% |                               |                                       |
| 人 権                 |                    | 人権教育受講者数（当社員数）（当社）                          | 1,218名            | 1,954名       | 1,449名            | 対前年比増加                        | 人権に関する認識と理解の徹底をはかるため教育を指標として採用しております  |
| 健康経営                |                    | 適正な休養者の比率（2018.1以上25未満の割合）（当社）              | 88.0%             | 85.4%        | 88.0%             | 70.0%<br>2027年3月期             | 従業員が安全に健康で長く働き続けるための指標として採用しております     |
|                     |                    | 高ストレス者の割合（当社）                               | 8.9%              | 8.0%         | 9.0%              | 7.0%<br>2027年3月期              |                                       |
|                     |                    | 労働災害（休業発生件数）（当社）（注5）                        | 0件                | 4件           | 2件                | 0件                            |                                       |

- (注) 1. 上記指標の対象は、株主・債権者・取引先・協力会社及び連結子会社であります。
2. エキスパートコースが2024年3月期に新設した制度であるため、それ以前には対象者が存在していません。
3. 研修費用の実績は2024年3月期から調査を開始しております。
4. 2024年3月期には従業員エンゲージメント調査を実施していません。また、2022年3月期及び2024年3月期に実施した従業員エンゲージメント調査は、一部の従業員を対象としたものであります。
5. 労働災害(休業)発生件数について、2024年3月期は2023年12月1日から2024年12月1日を同事業年度に係る集計対象期間としており、2023年3月期以前の事業年度に係る集計対象期間もそれに準じております。

7

する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合には、その旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられます。

また、指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられます。

図表26の事例では、投資者が指標の内容を理解しやすいように、指標の前提その他の補足情報を注等において記載しており、参考になると考えられます。

## (5) 企業価値向上に向けたストーリーを認識した開示

### ① 株式会社武蔵野銀行

サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待されます。企業価値向上に向けたストーリーを投資者が理解できるように開示する際には、「記述情報の開示に関する原則(別添)」で、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としていることが参考になると考えられます。

## 【図表27】(株)武蔵野銀行の事例

## 株式会社武蔵野銀行(1/2) 有価証券報告書(2024年3月期)

4-6

企業価値

人的資本

【サステナビリティに関する考え及び取組】※一部抜粋

(2) 人的資本

①戦略

当行は「お客さまの課題解決に向け、自律的かつ挑戦心を持って取組むことができる人材」を育て、「様々な価値を理解し、認め合うことで多様な人材が活躍できる組織」を作ることが重要であるという認識のもと、長期ビジョンで掲げる「多様な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」を実現すべく、人的資本経営の取組に努めています。

**長期ビジョン「MCP」で多様な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く**

実現に向けた2つの基本方針

地域・お客さまの期待を超える存在へ 組織・従業員の力を最大化

求められる人材  
お客さまの課題解決に向け、自律的かつ挑戦心を持って取組むことができる人材

求められる組織  
様々な価値を理解し、認め合うことで多様な人材が活躍できる組織

■人材育成方針  
武蔵野銀行は、「自律」「挑戦」のキーワードのもと、地域・お客さまの期待を超える存在となる人材を育成し、様々な価値を社会の未来の実現に向けて結集する人材育成に努めています。

【目的】  
多様な価値の創出・時代において、従業員1人ひとりが自らの考え方や強みを生かすことができるよう、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

【取組】  
従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。また、従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

【成果】  
従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。また、従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

■社内環境整備方針  
武蔵野銀行は、「多様性」(2023)のキーワードのもと、組織・従業員の力を最大化し、地域・お客さまの期待を超える存在となる人材を育成し、様々な価値を社会の未来の実現に向けて結集する人材育成に努めています。

【目的】  
従業員1人ひとりが自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。また、従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

【取組】  
従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。また、従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

【成果】  
従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。また、従業員1人ひとりが、自律的に行動し、自ら課題を解決し、成長を遂げる人材を育成することです。

**行員の成長と様々なつながりによる新たな価値の創出により長期ビジョン「MCP」を実現**

当行の人的資本経営においては、「地域共生・顧客尊重」という経営理念に基づき、2023年3月に策定した長期ビジョン「MCP (Musashino mirai-Creation Plan)」と同期間(10年間)で「人材活躍推進に係る長期ビジョン」を策定しました。

長期ビジョン「MCP」の達成のためには、「お客さまの課題解決に向け、自律的かつ挑戦心を持って取組むことができる人材」を育て、「様々な価値を理解し、認め合うことで多様な人材が活躍できる組織」を作ることが重要であるという認識のもと、これらの人材、組織の構築に向けて取組む必要がある事項を「指標及び目標」として掲げております。

指標及び目標の策定に当たっては、人材育成方針を実現するために「活躍に向けた支援」「自律的なキャリア形成支援」「各人の専門性の向上」を重点取り組み事項とし、社内環境整備方針では「DEIの推進」「Well-beingの向上」「健康経営の推進」を重点取り組み事項に設定しております。

②指標及び目標

当行では、各重点取り組み事項ごとに指標を設定しており、各指標の目標及び実績は次のとおりであります。

(活躍に向けた支援)

人材育成方針に掲げる「従業員1人ひとりが、目の前にある様々な機会に対し、自ら意思表示し、チャンスを開く」とする挑戦心を持った人材を育成してまいります。」を実現するために積極的に人材への投資を促進するとともに、様々なバックボーンを踏まえた人材の活躍による企業価値向上に向けた取組を強化してまいります。

|               | 2024年3月期実績 | 2026年3月期目標     |
|---------------|------------|----------------|
| 一人あたり人材投資額(注) | 273,116円   | 300,000円       |
| 一人あたりの研修受講時間  | 35時間24分    | 45時間           |
| キャリア採用人数      | 21名        | 60名(中計期間3年間累計) |

(注) 一人あたり人材投資額については、「研修費」「研修等にかかる教材費・交通費」「自己啓発奨励金」「必要受験資格の受験費用」「OFF-JT機会費用」「OT機会費用」等を計上しております。

(自律的なキャリア形成支援)

「人材育成方針」に基づき、「従業員一人ひとりが自らの考え方や思いに基づき行動・判断できる」人材の育成に向け、当行で働く全従業員が、自分自身の望むキャリアの実現に向けて自律的に行動し、その行動を銀行が支援・促進できるよう機会を提供してまいります。

パートナード(非正規雇用労働者)の正規行員登用(行員転換)を継続的に実施しており、正規社員同様に各自のキャリア実現への支援に努めております。

|                | 2024年3月期実績 | 2026年3月期目標      |
|----------------|------------|-----------------|
| 職務エントリーによる配置人数 | 28名        | 100名(中計期間3年間累計) |
| 行員転換実績         | 8名         | 30名(中計期間3年間累計)  |

(各人の専門性の向上)

長期ビジョンで目指す「多様な価値を結集し、地域No.1のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」の実現のため、各人の課題解決力の向上へ注力してまいります。

|                | 2024年3月期実績 | 2026年3月期目標 |
|----------------|------------|------------|
| ITパスポート保有率     | 64%        | 80%        |
| プロフェッショナル資格保有者 | 211名       | 300名       |

(注) プロフェッショナル資格保有者の対象となる主な資格は、IT技術士1級・2級・3級、中小企業診断士、証券アナリスト等、公的な資格を中心とした専門性の高い資格としております。

【参考になる主なポイント】

- 当行の経営理念や長期ビジョン「MCP(Musashino mirai-Creation Plan)」についての記載があり、経営戦略等とのつながりが意識されていることが読み取れる
- 戦略において、人材育成方針及び社内環境整備方針を示したうえで、これらの方針を実現するための6つの重点的な取組事項を明示
- 指標及び目標において、戦略との対応関係が分かるように、重点的な取組の項目ごとに指標及び目標を開示するとともに、指標の補足情報について注記で説明

図表27の事例では、人的資本に関する戦略において、当行の経営理念や長期ビジョンを実現させていくうえで求められる人材や組織の構築に向けて取組む必要のある事項を「指標及び目標」として掲げている旨を記載しており、経営戦略等とのつながりが意識されていることが読み取れ、参考になると考えられます。

## ②テクノプロ・ホールディングス(株)

図表28の事例では、人的資本に関する取組み(方針)及び指標がどのように事業戦略の遂行と企業価値の向上につながるのかについて図表を用いて説明しており、参考になると考えられます。

## ③日清オイリオグループ(株)

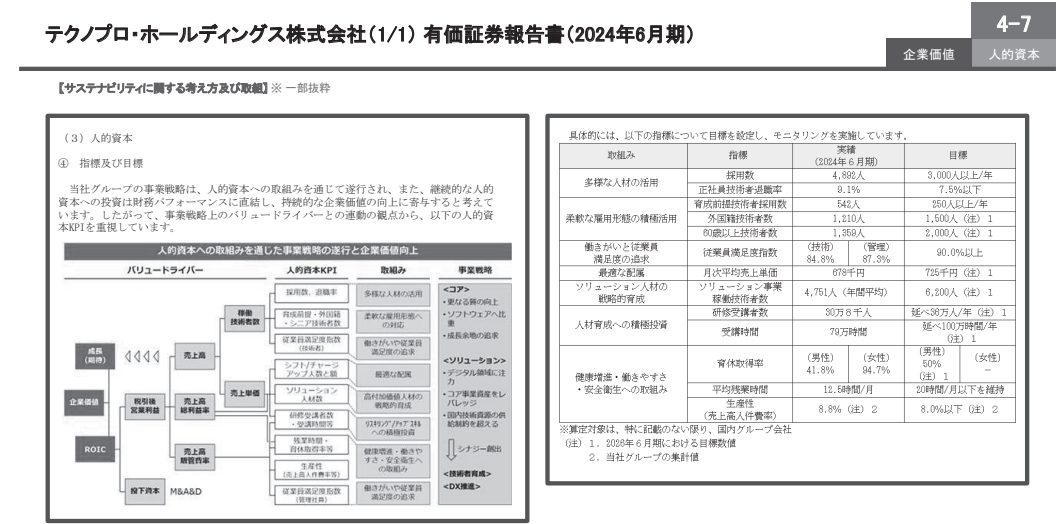
また、企業価値向上に向けたストーリーを投資者が理解できるように開示する際には、中長期的な企業価値や株価を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示

の中で最も重要なのはサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示であると考えられることも参考になると考えられます。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待されます。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられます。

図表29の事例では、気候変動関連リスク及



【図表28】テクノプロ・ホールディングス(株)の事例



【参考になる主なポイント】

- 人的資本に関する取組み(方針)・指標がどのように事業戦略の遂行と企業価値の向上につながるのかについて図を用いて説明
- 人的資本に関する各種取組み(方針)に対する指標、目標及び実績を表形式で開示

【図表29】日清オイリオグループ(株)の事例(1/2)



| 分類     |      | 財務上の影響                                                                                               |   | 影響<br>可能性 | 発生時期<br>短期 | 長期 |
|--------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------|------------|----|
| 政策・法規制 | 気候変動 | 気候変動の上昇により、エネルギー、資源、輸送等のコストが増加するリスクがあります。また、企業のCO2排出量削減目標の導入により、排出権購入費用が発生するリスクがあります。【★】             | 大 | 高         |            |    |
|        | 水資源  | トレーサビリティに関する法規制強化を受けて、認証原料に対する需要の増加に伴う原料価格の上昇、政府投資削減の発生、事業コストの増加、社会連関による資金の発生および売上への影響、といったリスクがあります。 | 中 | 高         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 技術     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 市場     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 評判     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 急性     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 慢性     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 資源の効率性 | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 機会     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
| 規制     | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |
|        | 気候変動 | 気候変動による社会価値の低下や法規制の強化により、サプライチェーンでの取引条件の悪化や人材確保・人材育成によるコストが増加するリスクがあります。【★】                          | 中 | 低         |            |    |

## 【図表30】日清オイリオグループ(株)の事例(2/2)

## 日清オイリオグループ株式会社(2/2) 有価証券報告書(2024年3月期) P.26-29

連結売上高: 5,135億円、提出会社従業員数: 1,245人、連結従業員数: 3,078人、市場区分: プライム

3-4

企業価値

戦略

【サステナビリティに関する考え及び取組】※一部抜粋

目次に戻る

## (2)

2023年度は、前述で特定したリスクのうち(★)を付記したリスクに対して、「(a)炭素税・ETS等によるコスト増」「(b)農業における脱炭素による原料大豆価格上昇」「(c)気象災害による生産停止に伴う利益減」について、財務影響を分析しました。具体的な検討にあたっては、IPCC、IEA、NGFS等の各国機関の公表するシナリオにおける定性/定量情報を参照しました。

※IPCC: 気候変動に関する政府間パネル(各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とした政府間組織)

※IEA: 国際エネルギー機関(第一次石油ショックを機に設立されたエネルギー安全保障等のエネルギー政策全般をカバーする国際機関)

※NGFS: 気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク(気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行および金融監督当局の国際的なネットワーク)

## (a) 炭素税・ETS等によるコスト増

「炭素税・ETS等によるコスト増」については、当社グループで排出量が多い日清オイリオグループ株式会社(日本)とIntercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.(マレーシア)を対象に、IEAのWorld Energy Outlook 2022におけるAPSシナリオ

(Announced Pledges Scenario, 2.0°C相当)およびNZEシナリオ(Net Zero Emissions by 2050, 1.5°C相当)下の炭素価格を用いて、2030年と2050年の炭素価格による年間負担額をそれぞれ算出しました。この2社で当社グループが管理しているScope 1、2排出量の96%以上を占めています。

## 【参考になる主なポイント】

- (2) (1) 気候変動関連リスク及び機会の一覧の表中で「★」を付したリスクの財務的影響度について、分析の前提(例えば、自社対策が現状維持を前提とする場合と削減目標を達成することを前提とする場合)を示しながら、分析結果及び今後の取組予定を記載

表II: 「炭素税・ETS等によるコスト増」の財務算定結果

| シナリオ  | 自社対策    | 企業名                                      | 2030年負担額<br>(億円/年) | 2050年負担額<br>(億円/年) |
|-------|---------|------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 2.0°C | 現状維持    | 日清オイリオグループ(株)                            | 27                 | 40                 |
|       |         | Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd. | 8.4                | 33                 |
|       | 削減目標を達成 | 日清オイリオグループ(株)                            | 18                 | 0                  |
|       |         | Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd. | 4.0                | 0                  |
| 1.5°C | 現状維持    | 日清オイリオグループ(株)                            | 28                 | 50                 |
|       |         | Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd. | 19                 | 42                 |
|       | 削減目標を達成 | 日清オイリオグループ(株)                            | 17                 | 0                  |
|       |         | Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd. | 8.1                | 0                  |

「現状維持」: 2022年度のCO<sub>2</sub>排出量で算定

「削減目標を達成」: 2030年と2050年の削減目標(2016年比)、2050年は削減量ゼロで算定

「炭素価格」: IEA WEO2022を参照

「炭素税・ETS等によるコスト増」リスクの分析から、2.0°Cおよび1.5°Cシナリオのいずれにおいても削減目標を達成することにより2030年の負担額を半分に抑えられるという示唆が得られました。削減目標達成の場合、2030年度の2社合計負担額は2.0°Cシナリオで20億円/年、1.5°Cシナリオで26.1億円/年です。

## (b) 農業における脱炭素による原料大豆価格上昇

主要原材料の一つである大豆の主要生産国である米国とブラジルを対象とし、NGFSによる1.5°C相当シナリオを用いて2030年と2050年の大豆価格変化による年間の調達コスト増加額を算出しました。このシナリオ下での価格変化は炭素価格や生産効率向上のコストを反映したものであり、算定結果は移行リスクによる財務影響を示しています。

表III: 「農業における脱炭素による原料大豆価格上昇」の財務算定結果

| シナリオ  | 国    | 2030年調達コスト増<br>(億円/年) | 2050年調達コスト増<br>(億円/年) |
|-------|------|-----------------------|-----------------------|
| 1.5°C | 米国   | 131                   | 210                   |
|       | ブラジル | 34                    | 49                    |

2020〜2022年の平均年間輸入量を基に価格変化の影響を算出

1.5°Cシナリオで米国・ブラジル産の大豆がともに上昇し、財務影響算定を行ったリスク項目の中で最も大きな影響(2030年に合計165億円/年、2050年に合計259億円/年)となりました。今後、菜種、パーム油等の価格変化による影響も検証していきます。

び機会を一覧形式で示したうえで、図表30の事例では、図表29における気候変動関連リスク及び機会の一覧の中で「★」を付したリスクの財務的な影響度について、分析の前提(例えば、自社対策が現状維持を前提とする場合と削減目標を達成することを前提とする場合)を示しながら、分析結果及び今後の取組予定を記載しており、参考になると考えられます。

## (6)政策保有株式

## ①(株)西島製作所

開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められています。また、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載する

ことが求められています。

政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、削減を進める方が望ましいという考え方があります。一方、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、当該株式を保有する会社の企業価値向上に寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もあります。政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、当該株式の保有が企業価値向上に具体的にどのような観点を含めて、具体的に記載することが投資者の適切な投資判断にとって有用であると考えられます。特に、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の

【図表31】 株西島製作所の事例

株式会社西島製作所(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

6-1  
政策保有

【株式の保有状況】※ 一部抜粋

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

| 銘柄 | 当事業年度                       | 前事業年度                       | 保有目的、業務提携等の概要、<br>定量的な保有効果<br>及び株式数が増加した理由 | 当社の株式の<br>保有の有無 |
|----|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|-----------------|
|    | 株式数(株)<br>貸借対照表計上額<br>(百万円) | 株式数(株)<br>貸借対照表計上額<br>(百万円) |                                            |                 |

(中略)

|      |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |
|------|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 特タクマ | 789,800 | 670,000 | 発行会社からの継続的なポンプ等の設備材の受注額に加え、近年、ハイオマス昇電機におけるポンプ等の設備材の受注の増加が期待できることを背景に収益増が見込まれるため。また、当社のTR-OMの協業先として、情報共有・ノウハウ開発によりメンテナンス分野における新規事業を開拓していく上で更なる提携を進めるため、保有株式数を増加させました。同社に対する売上は過去5年間で堅調に推移し、前年度比17%増加し、増加傾向にあります。同社との長期にわたるより良好な協力関係を維持・強化することが、保有目的のとおり企業価値の向上に資すると判断しています。当期配当金32百万円 | 有 |
|      | 1,491   | 889     |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |

【参考になる主なポイント】

- 提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引や業務上の提携の概要を含め、政策保有株式の保有目的(収益増、新規事業開拓、企業価値向上を目的としている旨)を記載
- 政策保有株式の銘柄ごとの定量的な保有効果として、発行者に対する売上が過去5年間にわたって堅調に推移し、前年度比17%増加している旨や当期配当金が32百万円であった旨を記載

12

【図表32】 日邦産業株の事例

日邦産業株式会社(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

6-3  
政策保有

【株式の保有状況】※ 一部抜粋

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

| 銘柄                     | 当事業年度                           | 前事業年度                           | 保有目的、業務提携等の概要、<br>定量的な保有効果<br>及び株式数が増加した理由                                                                                                                                                                                                                                                               | 当社の<br>株式の<br>保有の有無 |
|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|                        | 株式数(株)<br>貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 株式数(株)<br>貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |
| ㈱フジミインコーポレーテッド<br>(注3) | 115,200                         | 99,400                          | 同社の強みである導電材料開発機能<br>同社主力製品であるウエハ研磨用スラ<br>リ、海外ネットワーク網等と、当社の<br>強みであるウエハ研磨用セラミ<br>製造技術、高機能導電材料開発機能等とを<br>組み合わせることによる事業シナジ<br>ーについては企業価値の向上を目的とし<br>て、資本業務提携を締結しました。<br>本提携により、同社で技術情報等を交<br>換し、新しい製品・サービスの開発を<br>進めた持続的な競争優位性を創出する<br>ことに加え、協力関係をより強化し、<br>本提携をより一層強力に推進していく<br>ことを目的に保有しております。            | 有                   |
|                        | 416                             | 287                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |
| ㈱TBM                   | 62                              | —                               | 同社の強みである環境配慮型の素材<br>(LIMEX)と、当社の強みである樹脂フ<br>ラスチックの成形技術等とを組み合わせ<br>ることで、事業シナジーひいては中<br>長期的な企業価値の向上を目的とし<br>て、資本業務提携を締結しました。<br>本提携により同社が保有する技術情報<br>等の交換を通じて、新しい製品・サ<br>ービスを開発・提供し、同社の持続的な<br>競争優位性を創出することに加え、同<br>社の協力関係をより強化し、本業務携<br>持をより一層強力に推進していくこと<br>を目的に保有しております。                                | 無                   |
|                        | 248                             | —                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |
| 壹樹ケミカル㈱                | 131,000                         | 131,000                         | 同社の強みである樹脂材料の受託生産<br>機能と、当社の強みである高機能工ボ<br>ンド接着剤の試作・開発機能等とを<br>組み合わせること、並びに同社の保有<br>する水精製技術と当社の保有する組立<br>で、生産性向上を組み合わせることで、<br>事業シナジーひいては企業価値の向上を<br>目的として、資本業務提携を締結しま<br>した。<br>本提携により、同社で技術情報等を交<br>換し、新しい製品・サービスの開発を<br>進めた持続的な競争優位性を創出する<br>ことに加え、協力関係をより強化し、<br>本提携をより一層強力に推進していく<br>ことを目的に保有しております。 | 有                   |
|                        | 97                              | 97                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |

【参考になる主なポイント】

■ 提出会社と当該株式の発行者との間の業務上の提携の概要を含め、政策保有株式の保有目的(両社の強みを組み合わせることによる事業シナジー、企業価値向上を目的としている旨)を記載

13

株式などへの事業の成長に向けた投資については、投資者による適切な投資判断に資するという観点から、保有目的をより具体的に記載することが望ましいと考えられます。

有価証券報告書レビューでは、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない事例が識別されています。

図表31の事例では、提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引や業務上の提携の概要を含め、政策保有株式の保有目的(収益増、新規事業開拓及び企業価値向上を目的としている旨)を具体的に記載しており、参考になると考えられます。

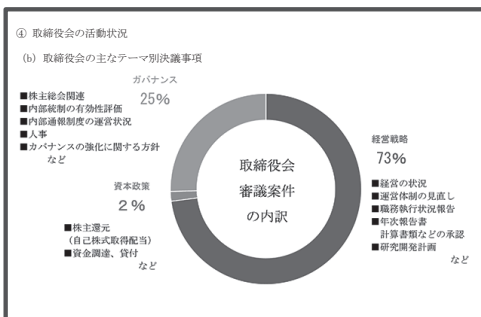
【図表33】 元旦ビューティ工業株の事例

#### 元旦ビューティ工業株式会社(1/1) 有価証券報告書(2024年3月期)

7-1

コボガバ

【コーポレート・ガバナンスの概要】※ 一部抜粋



#### 【参考になる主なポイント】

- 当事業年度における取締役会のテーマ別の決議事項の割合について図示したうえで、主な決議・報告事項を目的と協議に区分して具体的に記載

## ②日邦産業㈱

また、図表32の事例では、提出会社と当該株式の発行者との間の業務上の提携の概要を含め、政策保有株式の保有目的(両社の強みを組み合わせることによる事業シナジー及び企業価値向上を目的としている旨)を具体的に記載しており、参考になると考えられます。

## (7) その他のコーポレート・ガバナンス

### ①元旦ビューティ工業㈱

開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54) i では、当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められています。

#### (c) 取締役会の主な決議・報告事項

| 日時                     | 決議・報告 | 件名                                | 目的・協議                                                                                                                      |
|------------------------|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2023年5月<br>定例<br>取締役会  | 決議    | 自己株式取得の件                          | 目的：経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行に備えるため<br>協議：「上場維持基準の株主数増加策」「株主還元」などが期待できる。                                                      |
| 2023年8月<br>定例<br>取締役会  | 決議    | 内部統制報告書承認の件                       | 目的：当社の財務報告に係る内部統制の評価<br>協議：「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令などの遵守」「資産の保全」において内部統制は有効である。                                  |
| 2023年8月<br>定例<br>取締役会  | 決議    | スームスライド77販売価格・レンタル価格及び特許等実施料支払いの件 | 目的：当社屋根・構造物の売上拡大のため<br>協議：屋根・構造物に通常必要足場となる「スームスライド77」の活用によりさらなる販路を期待する。                                                    |
| 2023年10月<br>定例<br>取締役会 | 決議    | ストレスチェック制度実施経緯一部改定の件              | 目的：オンライン対応とすることによる従業員への作業負担軽減<br>協議：1回実施のストレスチェックをオンライン対応とすることにより、年間コスト削減となる。また、厚生労働省の指針に基づき一部の文言を改定するとともに、当社の規定との整合性をとれる。 |
| 2023年10月<br>定例<br>取締役会 | 決議    | 社宅運用基準一部改定の件                      | 目的：神奈川県エリアの家賃相場上昇により基準内の住宅確保が困難なため<br>協議：賃貸会社提供の家賃相場を参考に、神奈川県事業所勤務者の社宅上級賃料を加算することとした。                                      |
| 2023年12月<br>定例<br>取締役会 | 決議    | 経路変更の件                            | 目的：拡張と財務施策の迅速化<br>協議：営業本部を第一（従来の大型事業）と第二（住宅事業）へ分けることにより、住宅関係部材の売上強化につなげる。また、財務部を社長直轄とすることにより「資金調達」「予算管理」の充実をはかる。           |
| 2024年3月<br>定例<br>取締役会  | 決議    | スキャナによる電子化保存経路新設の件                | 目的：電子帳簿保存法に対応するため<br>協議：紙文書で受領した国税関係書類を電子データ化して保存するための運用を定める。                                                              |



これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められています。

なお、具体的な検討内容には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることにご留意ください。

有価証券報告書レビューでは、取締役会等の開催頻度、具体的な検討内容及び出席状況について、方針は記載しているものの、それぞれ当該事業年度における実績を記載していない事例が識別されています。

図表33の事例では、当事業年度における取締役会のテーマ別の決議事項の割合について図示したうえで、主な決議・報告事項を目的と協議に区分して具体的に記載しており、参考になると考えられます。

## 7. おわりに

投資家と企業との建設的な対話を通じた経営の質及び企業価値の持続的な向上や我が国の資本市場の更なる発展のためには、企業情報の開示の適正性や充実は不可欠と考えられます。そのため、企業の皆様には、法令等に準拠して適正な開示を行って頂くことと、より一層の充実した開示に努めて頂くことが大いに期待されます。

金融庁は、近年の内閣府令等の改正や実務動向並びに令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューとして、有価証券報告書における重要な契約及び政策保有株式に関連した開示並びに内部統制報告書の記載項目を対象に法令等改正関係審査を実施<sup>①</sup>するとともに、サステナビリティに関する企業の取組及びコーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示

① 以下の法令改正事項等について、令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書の全提出会社を対象として調査票を用いて審査を行います。令和7年度においては、内部統制報告書の全提出会社も対象として審査を行います。

[法令改正事項等]

- ・ 令和6年4月に施行された重要な契約等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- ・ 令和7年1月に施行された政策保有株式等の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び関連する開示項目(「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示)
- ・ 令和6年4月に施行された内部統制報告書等に関する「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する調査を併せて実施します。

を含む)を対象に重点テーマ審査を実施<sup>②</sup>します。さらに、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」<sup>③</sup>に関する調査を併せて実施します。詳細につきましては、令和7年4月1日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(令和7年度)」という表題で金融庁ウェブサイトにて公表しておりますので、ご確認ください。令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しては、本稿でご説明しました令和6年度の審査において識別された課題や留意すべき事項等にご留意頂くとともに、課題へ

の対応にあたって参考となる開示例集をご活用頂けますと幸いです。開示例集には、事例として採り上げた企業の開示の充実に向けた主な取組み(取組やプロセスにおける工夫、更なる開示の充実に向けた取組み予定等)についても掲載しておりますので、こちらもぜひ参考にしてください。

また、金融庁では、平成30年度より毎年、開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、投資者の判断に有益となるような先進的な開示例を「記述情報の開示の好事例集」として取りまとめて公表しておりますので、本開示例集と併せてこちらも適宜参考にして、より良い開示を目指して頂けますと幸いです。

---

② 以下のテーマに着目し、令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書の提出会社の中から審査対象会社を選定して審査を行います。

〔重点テーマ〕

- ・サステナビリティに関する企業の取組の開示
- ・コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施します。

③ 令和7年3月28日に金融担当大臣より以下の内容の「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出しています。

「有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。」